

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	身体障害者福祉法施行令	法令の番号	昭和25年4月5日政令第78号
不利益処分の種類	指定医師の指定の取消（手帳）	根拠条項	第3条第3項
処分基準	(1) 身体障害者福祉法施行規則第3条第1項の規定による医師の指定基準（昭和29年5月28日厚生省告示第140号） (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準について （平成12年3月31日章275号厚生省大臣官房障害保険福祉部長通知） (3) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定基準（佐賀県身体障害者福祉専門分科会決定基準）		
	対応区分 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 障害福祉課	交付機関 障害福祉課